

NPO 法人ありの台
定款

2024 年 1 月 25 日時点

NPO 法人ありの台 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人ありの台 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 兵庫県神戸市北区 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市北区有野台を中心とした北神エリア内のニュータウンとその周辺地域で地域活動を行う個人や自治会等の地域団体に対する支援を行うとともに、地域内の高齢者等困難を抱える人たちの生活支援事業・地域内外のコミュニティの促進事業・地域の良いまちづくりに関する事業等を行い、誰もが安心して暮らせる市民社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 自治会等地域団体の活動を支援する事業
 - ② 高齢者の暮らしを支援する事業
 - ③ 地域内の交流を促進する事業
 - ④ 空き家の活用を促進する事業
 - ⑤ 地域内の情報を発信する事業
 - ⑥ 地域交流拠点を運営する事業
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 飲食店運営事業
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び市民団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である市民団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。但し、この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充し

なければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の数分の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、及び報酬
- (6) 正会員の入会金及び会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、やむを得ない理由により、会場に来ることができない正会員は、テレビ会議や音声会議のシステムによって総会に参加し、表決することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみ

なす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 総会に出席した正会員の数及び氏名（書面、または電磁的方法やファクシミリによる表決者がある場合とテレビ会議や音声会議のシステムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 役員の報酬
- (4) 会員の除名
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、または電磁的方法やファクシミリより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、または電磁的方法やファクシミリをもって表決することができる。また、やむを得ない理由により、会場に来ることができない理事は、テレビ会議や音声会議のシステムによって理事会に参加し、表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したもののみをなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面、または電磁的方法やファクシミリによる表決者がある場合とテレビ会議や音声会議のシステムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

（資産の構成）

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金及び補助金
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、官報においてこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	黒田 光昭
副理事長	安藤 伸雄
同	牟田 耕起
同	川崎 展代
監 事	伊東 早恵子
同	浅見 雅之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体	
① 入会金	0 円	0 円	
② 年会費	0 円	0 円	
(2) 賛助会員			
① 入会金	0 円	0 円	
② 年会費	0 円	0 円	

役員名簿

NPO 法人ありの台

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	くろだ みつあき		無
	黒田 光昭		
副理事長	あんどう のぶお		無
	安藤 伸雄		
理事	むた こうき		無
	牟田 耕起		
理事	かわさき のぶよ	無	
	川崎 展代		
監事	いとう さえこ	無	
	伊東 早恵子		
監事	あさみ まさゆき	無	
	浅見 雅之		

「NPO 法人ありの台」の設立趣意書

1970年にまちびらきが行われた有野台では、建設・入居開始からすでに50年以上が経過し、地域住民の高齢化により、住民相互の共助の活動が成立しにくくなりつつあります。こうした現状を踏まえ、地域内のコミュニティを再生し、お互いに助け合える地域社会をつくるために、「NPO 法人ありの台」を設立することにしました。

団体設立の母体となるのは、2015年に地域内の各種団体が集まってたちあげたプラットフォーム組織である「有野台を考える会」です。この会では8年以上にわたり、地域内の各種団体による話し合いを行い「まちづくり構想の策定」「地域まちづくりワークショップ」「まちあるき」「マルシェイベント」「バス乗車促進事業」等、さまざまなまちづくり活動を通じて地域内コミュニティ再生の活動を行ってきました。

当法人では、地域の皆さんがお互いに助け合い、いつまでも笑顔で地域生活を送ることができるよう、さまざまな支援や交流の場を提供していきます。具体的な活動内容としては、高齢者の生活支援、地域の交流イベントの開催、情報の提供などを行います。また、有野台の各地域団体や住民の皆さんと協力しながら、地域コミュニティの再生を目指して取り組んでいきます。

地域コミュニティを再生していくためには、地域内にあるコミュニティ施設の管理運営を行うことなども必要です。しかし、施設管理等の業務を行政等から受託するには「有野台を考える会」のような会計機能を持たないプラットフォーム型の組織では事業遂行上限界があります。社会的にも認められた公的組織かつ、会計が明瞭な経営母体としての法人化が必要であると考えました。当団体の活動は営利を目的とするものではなく、多くの地域住民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

法人化することによって、組織を確立・発展させることができ、将来的に有野台地域のコミュニティ形成および共助に関わる様々な事業を展開することができるようになり、地域社会に広く貢献できると考えます。

この設立趣意書をもとに、私たちは「NPO 法人 ありの台」を立ち上げ、有野台の皆さんと共に地域社会の発展と共助の実現に向けて取り組んでいきます。

申請に至るまでの経過

平成 27 年 1 月「有野台の将来を考える会（仮）」設立検討会スタート

平成 28 年 4 月「有野台を考える会」発足

誰でも参加できる地域のプラットフォームとして、毎月第4木曜日の19:00～コロナ禍の時期を除く毎月定例会を開催してきた。

平成27年10月「有野台まちあるき会」を開催

平成29年11月「有野台まちあるき会」を開催

平成30年8月「有野台まちづくり活動計画」策定

平成30年5月「第1回ありの台マルシェ」開催（今年度までに春秋11回開催）

令和4年10月「有野台の将来を考えるワークショップ」開催

令和5年6月「有野台の将来を考えるワークショップ第2回」開催

令和5年6月「新しい組織」の勉強会を開始～令和6年1月

コロナの影響で、地域の高齢者の衰えが目立ってきた。できるだけ有野台の中で暮らすことができるよう、地域で支え合う仕組みを作ることが必要であるという思いのもと、NPO法人立ち上げをめざし、毎月開催される「有野台を考える会」やNPOのための会合にて、勉強会開催や準備会合を重ねる。

令和5年10月「有野台防災まちあるき会」を開催

令和5年11月 会員間で法人化の意思確認をした。

令和6年1月「NPO法人ありの台」設立総会を開催。

令和6年1月25日

NPO法人ありの台
設立代表者 黒田光昭

令和6年度事業計画書

NPO法人ありの台

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで開催してきた「有野台を考える会」を中心としたメンバーの協力を得て、より住みよい地域づくりを目指し、互助・共助の活動を広げる事業を開始する。

特に初年度である令和6年度においては、事業の手始めとして自治会等地域団体の活動を支援する事業を中心に行う。具体的には、近年自治会内で当番制で行ってきたゴミステーションの清掃が困難になってきたことから、自治会からの委託を受けてゴミステーションの清掃活動を支援する事業を行う。受託先自治会をできるだけ増やすことを目指す。

その他の高齢者の暮らし支援・交流促進・空き家活用について、今後の事業実施の可能性を検討するために試験的に実施することと定める。広報活動はできるだけ積極的に行うが、交流拠点の運営、その他の事業については将来の課題とし、令和6年度には行わない。

2. 実施事業

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込 (千円)
① 自治会等地域団体の活動を支援する事業	ゴミステーション 清掃支援事業	週2回	有野台地域内	有野台にある自治会	100
② 高齢者の暮らしを支援する事業	日常生活の有償お助け 隊派遣事業(令和6年度 は試行期間の位置づけ)	申込みが あれば行う (試験的实施)	有野台地域内	有野台住民	0
③ 地域内の交流を促進する事業	交流イベント「ありの台 マルシェ」の運営事務の 受託(令和6年度は試行 期間の位置づけ)	年1回 (試験的实施)	有野台商店街周辺	有野台住民	0
④ 空き家の活用を促進する事業	空き家の片付けの受託 (令和6年度は試行期 間の位置づけ)	申込みが あれば行う (試験的实施)	有野台地域内	有野台地域 内の空き家 所有者	0
⑤ 地域内の情報を発信する事業	法人の活動の広報「あり の台」ニュースの発行	年1回	有野台地域内	有野台住民	0
⑥ 地域交流拠点を運営する事業	実施事業なし				0
⑦ その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業	実施事業なし				0

(2) その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込 (千円)
① 物品販売事業	実施事業なし				0
② 飲食店運営事業	実施事業なし				0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会 年1月

② 理事会 2ヶ月に1回

(2) 事務局体制

事務局長：矢頭明美、事務局スタッフ：大石美雪

令和7年度事業計画書

NPO法人ありの台

1. 基本方針

前年度に開始したゴミステーションの清掃活動を支援する事業を、できるだけ委託を受ける自治会を増やしつつ継続する。前年度の実績をもとに、各自治会にアプローチし、受託先自治会をできるだけ増やす努力を行う。

その他の高齢者の暮らし支援・交流促進・空き家活用について、前年度の試験的実施の結果をもとに本格的に事業を進める。また、広報活動はできるだけ積極的に行うが、交流拠点の運営については、地域福祉センターや有野台会館の管理運営業務の受託等について事業主との協議等を進める。その他の事業については将来の課題とし、必要が生じるまでは行わない。

2. 実施事業

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込 (千円)
① 自治会等地域団体の活動を支援する事業	ゴミステーション 清掃支援事業	週2回	有野台地域内	有野台にある自治会	125
② 高齢者の暮らしを支援する事業	日常生活の有償お助け 隊派遣事業	通年実施	有野台地域内	有野台住民	25
③ 地域内の交流を促進する事業	交流イベント「ありの台 マルシェ」の運営事務の 受託	年2回程度	有野台商店街周辺	有野台商店 会連合会 有野台自治 連合会	50
④ 空き家の活用を促進する事業	空き家の片付けの受託	通年実施	有野台地域内	有野台地域 内の空き家 所有者	100
⑤ 地域内の情報を発信する事業	法人の活動の広報「あり の台」ニュースの発行	年1回	有野台地域内	有野台住民	0
⑥ 地域交流拠点を運営する事業	実施事業なし				0
⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施事業なし				0

(2) その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込 (千円)
① 物品販売事業	実施事業なし				0
② 飲食店運営事業	実施事業なし				0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 6月
- ② 理事会 2ヶ月に1回

(2) 事務局体制

事務局長：矢頭明美、事務局スタッフ：大石美雪

令和6年度活動予算書

成立の日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動にか かる事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3. 受取助成金等			
受取寄付金□	0		
受取民間助成金	0		
4.(1)特定非営利活動に係る事業 事業収益			
①自治会等地域団体の活動を支援する事業	100,000		
②高齢者の暮らしを支援する事業	0		
③地域内の交流を促進する事業	0		
④空き家の活用を促進する事業	0		
⑤地域内の情報を発信する事業	0		
⑥地域交流拠点を運営する事業	0		
⑦その他法人の目的を達成するための事業□	0		
(2)その他の事業 事業収益			
①物品販売事業	0		
②飲食店運営事業	0		
5. その他収益			
受取利息		0	
雑収益		0	
経常収益計	100,000	0	100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	80,000		
法定福利費	0		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	5,000		
印刷費	10,000		
通信費	0		
保険料	0		
会費	0		
会議費	0		
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	5,000		
法定福利費	0		
(2)その他経費			
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
経常費用計	100,000	0	100,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和7年度活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動にかかる事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3. 受取助成金等			
受取寄付金□	0		
受取民間助成金	0		
4.(1)特定非営利活動に係る事業 事業収益			
①自治会等地域団体の活動を支援する事業	125,000		
②高齢者の暮らしを支援する事業	25,000		
③地域内の交流を促進する事業	50,000		
④空き家の活用を促進する事業	100,000		
⑤地域内の情報を発信する事業	0		
⑥地域交流拠点を運営する事業	0		
⑦その他法人の目的を達成するための事業□	0		
(2)その他の事業 事業収益			
①物品販売事業	0		
②飲食店運営事業	0		
5. その他収益			
受取利息		0	
雑収益		0	
経常収益計	300,000	0	300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	240,000		
法定福利費	0		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	10,000		
印刷費	20,000		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	30,000		
法定福利費	0		
(2)その他経費			
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
経常費用計	300,000	0	300,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0